

## 6. 損益計算書

科 目	平成15年度 (平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)		平成14年度 (平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)	
	金額	百分比	金額	百分比
経常収益	3,626,834	100.0	3,131,564	100.0
保険料等収入	2,395,693		2,184,755	
再保険収入	2,394,388		2,184,114	
資産運用収益	1,304		641	
利息及び配当金等収入	514,346		440,504	
預貯金利息	406,448		355,880	
有価証券利息・配当金	7		41	
貸付金利息	224,041		182,728	
不動産賃貸料	141,989		134,530	
その他利息配当金	32,248		31,214	
金銭の信託運用益	8,160		7,365	
売買目的有価証券運用益	—		920	
有価証券売却益	445		—	
為替差益	17,728		83,244	
その他運用収益	86		—	
特別勘定資産運用益	318		459	
その他経常収益	89,319		—	
年金特約取扱受入金	716,794		506,304	
保険金据置受入金	7,262		3,037	
支払備金戻入額	276,060		184,072	
責任準備金戻入額	—		4,365	
退職給付引当金戻入額	388,964		298,437	
その他の経常収益	40,139		11,327	
その他経常収益	4,368		5,064	
経常費用	3,320,842	91.6	3,001,566	95.8
保険金等支払金	2,620,921		2,148,697	
年金	752,022		737,012	
給付戻金	195,324		155,637	
解約戻金	480,191		457,959	
その他戻金	864,090		601,880	
再保険料	328,214		195,542	
責任準備金等繰入額	1,078		666	
支払備金繰入額	3,407		554	
社員配当金積立利息繰入額	3,186		—	
資産運用費用	220		554	
支払利息	77,273		324,374	
金銭の信託運用損	1,683		515	
有価証券売却損	55		—	
有価証券評価損	40,159		73,336	
有価証券償還損	7,425		124,417	
有価証券償還損	78		0	
融派生商品費	5,417		14,566	
為替差損	—		207	
貸付金償却	34		418	
賃貸不動産等減価償却費	10,459		9,844	
その他運用費用	11,960		8,236	
特別勘定資産運用損	—		92,831	
事業費用	316,853		273,284	
その他経常費用	302,387		254,655	
保険金据置支払金	258,538		213,445	
税	18,221		16,964	
減価償却費用	19,772		18,824	
その他の経常費用	5,854		5,420	
特別利益	305,992	8.4	129,998	4.2
特別利益	8,447	0.2	12,046	0.4
不動産動産等処分益	221		2,410	
債権売却損失引当金戻入額	2		—	
償倒引当金戻入額	8,224		9,635	
特別損失	128,821	3.6	98,664	3.2
特別損失	33,901		13,836	
不動産動産等処分損	—		0	
債権売却損失引当金繰入額	12,198		10,133	
偶発損失準備金繰入額	61,966		2,531	
不動産圧縮損	279		342	
社会厚生事業増進助成金	343		397	
退職給付会計基準変更時差異処理額	13,751		13,751	
その他の特別損失	6,379		57,670	
税引前当期純利益	185,617	5.1	43,380	1.4
法人税及び住民税	11,295	0.3	49,865	1.6
法人税等調整額	2,772	0.1	△49,238	—
当期純利益	171,549	4.7	42,754	1.4
合併による未処分剰余金受入額	26,651		—	
土地再評価差額金取崩額	△2,741		308	
価格変動積立金取崩額	—		26,628	
退職給与積立金取崩額	960		191	
社会厚生事業増進積立金取崩額	343		397	
当期未処分剰余金	196,764		70,280	

## 重要な会計方針

平成15年度	平成14年度
<p><b>1. 有価証券の評価基準および評価方法</b></p> <p>有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については3月中の市場価格等の平均、それ以外については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p><b>2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法</b></p> <p>デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p><b>3. 不動産及び動産の減価償却の方法</b></p> <p>不動産及び動産の減価償却の方法は、建物については定額法により、動産については定率法によっております。</p> <p><b>4. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法</b></p> <p>その他の資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。</p> <p><b>5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準</b></p> <p>外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。</p> <p><b>6. 引当金等の計上基準</b></p> <p><b>(1) 貸倒引当金</b></p> <p>貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p>	<p><b>1. 有価証券の評価基準および評価方法</b></p> <p>有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については3月中の市場価格等の平均、それ以外については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>当年度からその他有価証券で時価のあるものうち、株式についての評価を3月末日の市場価格等に基づく時価法から3月中の市場価格等の平均に基づく時価法へ変更しております。この結果、従来の方法による場合と比べ、有価証券が14,645百万円、株式等評価差額金が9,351百万円増加し、繰延税金資産が5,294百万円減少しております。</p> <p><b>2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法</b></p> <p>同 左</p> <p><b>3. 不動産及び動産の減価償却の方法</b></p> <p>同 左</p> <p><b>4. 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法</b></p> <p>同 左</p> <p><b>5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準</b></p> <p>同 左</p> <p><b>6. 引当金等の計上基準</b></p> <p><b>(1) 貸倒引当金</b></p> <p>貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。</p>

平成 15 年度

なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,319百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

(3) 債権売却損失引当金

債権売却損失引当金は、保険業法施行規則第32条の14の規定に基づく引当金であり、(株)共同債権買取機構へ売却した債権に係るものであります。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、保険業法施行規則第32条の14の規定に基づく引当金であり、債権流動化・不動産先渡契約等に関し将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(5) 価格変動準備金

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成11年1月22日）に従い、主に、貸付金および借入金に対するキャッシュフローのヘッジとして金利スワップの特例処理を行い、外貨建債券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。

なお、時価ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

8. 消費税の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度に費用処理しております。

9. 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

平成 14 年度

す。

なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,267百万円であります。

(2) 退職給付引当金

同 左

(3) 債権売却損失引当金

債権売却損失引当金は、商法第287条の2の規定に基づく引当金であり、(株)共同債権買取機構へ売却した債権に係るものであります。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、商法第287条の2の規定に基づく引当金であり、債権流動化・不動産先渡契約等に関し将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(5) 価格変動準備金

同 左

7. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成11年1月22日）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュフローのヘッジとして金利スワップの特例処理を行い、外貨建債券の為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジを行っております。

なお、時価ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比較分析によっております。

8. 消費税の会計処理

同 左

9. 責任準備金の積立方法

同 左

## 表示方法の変更

平成 15 年度	平成 14 年度
<p data-bbox="119 203 654 226">1. 保険業法施行規則の一部改正に伴う表示方法の変更</p> <p data-bbox="140 241 786 342">保険業法施行規則の改正により、従来の「税引前当期剰余」および「当期剰余」は、当年度から「税引前当期純剰余」および「当期純剰余」として表示しております。</p>	<p data-bbox="818 203 1353 226">1. 保険業法施行規則の一部改正に伴う表示方法の変更</p> <p data-bbox="839 241 1485 342">保険業法施行規則別紙様式が、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成 15 年 4 月 24 日内閣府令第 53 号）により改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p data-bbox="839 353 1485 490">(1) 前年度において資本の部は「基金」、「法定準備金」および「剰余金」として区分掲記しておりましたが、当年度からは「基金」、「基金償却積立金」、「再評価積立金」および「剰余金」として表示しております。</p> <p data-bbox="839 501 1485 566">(2) 前年度において区分掲記していた「再評価差額金」は、当年度からは「土地再評価差額金」として表示しております。</p> <p data-bbox="839 577 1485 642">(3) 前年度において区分掲記していた「評価差額金」は、当年度からは「株式等評価差額金」として表示しております。</p>

注記事項

( 貸借対照表関係 )

平成15年度 (平成16年3月31日現在)	平成14年度 (平成15年3月31日現在)																						
<p>1. 不動産及び動産の減価償却累計額は、494,857百万円であり ます。</p> <p>2. 保険業法第118条の規定による特別勘定の資産の額は、765,250 百万円であります。 なお、同勘定の負債の額も同額であります。</p> <p>3. 保険業法施行規則第24条の2第2項第2号に規定する純資産の 額は、613,009百万円であります。</p> <p>4. 子会社に対する金銭債権の総額は、23,383百万円、金銭債務の 総額は、2,967百万円であります。</p> <p>5. 貸借対照表に計上した不動産及び動産のほか、リース契約によ り使用している重要な動産として電子計算機およびその周辺機器 等があります。</p> <p>6. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。  <table border="0" data-bbox="236 734 715 952"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>356,281百万円</td> </tr> <tr> <td>前年度剰余金よりの繰入額</td> <td>47,654百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度社員配当金支払額</td> <td>125,688百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加</td> <td>220百万円</td> </tr> <tr> <td>合併による増加</td> <td>216,409百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>494,878百万円</td> </tr> </table> </p> <p>7. 外貨建資産の額は、2,471,252百万円であります。  (主な外貨額 16,241百万米ドル、4,245百万ユーロ)  外貨建負債の額は、11,762百万円であります。  (主な外貨額 104百万米ドル)</p> <p>8. 担保に供されている資産の額は、57,170百万円であります。</p> <p>9. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権お よび貸付条件緩和債権の額は、47,210百万円であります。なお、 それぞれの内訳は以下のとおりであります。  貸付金のうち、破綻先債権額は1,158百万円、延滞債権額は 10,847百万円であります。  上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額1,534百万円、 延滞債権額7,785百万円であります。  なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事由により元本または利息の取立て または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった 貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸 付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号) 第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。  また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先 債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的とし て利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。  貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。  なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約 定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で 破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。  貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は35,180百万円でありま す。</p>	前年度末現在高	356,281百万円	前年度剰余金よりの繰入額	47,654百万円	当年度社員配当金支払額	125,688百万円	利息による増加	220百万円	合併による増加	216,409百万円	当年度末現在高	494,878百万円	<p>1. 不動産及び動産の減価償却累計額は、346,501百万円であり ます。</p> <p>2. 保険業法第118条の規定による特別勘定の資産の額は、652,905 百万円であります。 なお、同勘定の負債の額も同額であります。</p> <p>3. 保険業法第55条第2項第6号に規定する純資産の額は、118,372 百万円であります。</p> <p>4. 子会社に対する金銭債権の総額は、20,101百万円、金銭債務の 総額は、1,444百万円であります。</p> <p>5. 貸借対照表に計上した不動産及び動産のほか、リース契約によ り使用している重要な動産として電子計算機およびその周辺機器 等があります。</p> <p>6. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。  <table border="0" data-bbox="938 734 1417 913"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td>438,087百万円</td> </tr> <tr> <td>前年度剰余金よりの繰入額</td> <td>28,528百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度社員配当金支払額</td> <td>110,889百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加</td> <td>554百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>356,281百万円</td> </tr> </table> </p> <p>7. 外貨建資産の額は、1,407,548百万円であります。  (主な外貨額 7,640百万米ドル、2,816百万ユーロ)  外貨建負債の額は、47,316百万円であります。  (主な外貨額 310百万米ドル)</p> <p>8. 保険業法第60条の規定により基金を60,000百万円新たに募集 いたしました。</p> <p>9. 基金の償却額は20,000百万円であります。</p> <p>10. 担保に供されている資産は、43,904百万円であります。</p> <p>11. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権および貸付条件緩和債権 の額は、21,853百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下 のとおりであります。  貸付金のうち、破綻先債権額は1,827百万円、延滞債権額は 9,865百万円であります。  なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事由により元本または利息の取立て または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった 貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸 付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号) 第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。  また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先 債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。  貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は10,159百万円でありま す。  なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を 図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返 済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもの で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しな い貸付金であります。  直接減額による取立不能見込額は、破綻先債権額は18,033百万</p>	前年度末現在高	438,087百万円	前年度剰余金よりの繰入額	28,528百万円	当年度社員配当金支払額	110,889百万円	利息による増加	554百万円	当年度末現在高	356,281百万円
前年度末現在高	356,281百万円																						
前年度剰余金よりの繰入額	47,654百万円																						
当年度社員配当金支払額	125,688百万円																						
利息による増加	220百万円																						
合併による増加	216,409百万円																						
当年度末現在高	494,878百万円																						
前年度末現在高	438,087百万円																						
前年度剰余金よりの繰入額	28,528百万円																						
当年度社員配当金支払額	110,889百万円																						
利息による増加	554百万円																						
当年度末現在高	356,281百万円																						

## 平成15年度（平成16年3月31日現在）

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

10. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は、772,305百万円であります。
11. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、27,747百万円であります。
12. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 100,000 百万円を含んでおります。
14. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は10,902百万円であります。
- なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
15. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は57,374百万円あります。
- なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
16. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

## (1) 退職給付債務およびその内訳

イ. 退職給付債務	△437,544 百万円
ロ. 年金資産	450,839 百万円
うち退職給付信託	266,221 百万円
ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ）	13,295 百万円
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	13,751 百万円
ホ. 未認識年金資産	△35,413 百万円
ヘ. 未認識数理計算上の差異	△32,891 百万円
ト. 未認識過去勤務債務	△23,214 百万円
チ. 貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ+ヘ+ト）	△64,473 百万円
リ. 前払年金費用	14,045 百万円
ヌ. 退職給付引当金（チ-リ）	△78,518 百万円

## (2) 退職給付債務等の計算基礎

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.0%
ハ. 期待運用収益率	
適格退職年金	3.0%
退職給付信託	0.0%
ニ. 会計基準変更時差異の処理年数	5年
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	10年
ヘ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年

17. 繰延税金資産の総額は、486,173百万円、繰延税金負債の総額は、377,746百万円あります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金

## 平成14年度（平成15年3月31日現在）

円、延滞債権額は3,233百万円あります。

12. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券（現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む）の貸借対照表価額は、530,045百万円あります。
13. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、22,071百万円あります。
14. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は8,800百万円あります。
- なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
15. 保険業法第259条の規定に基づく保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は39,161百万円あります。
- なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
16. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

## (1) 退職給付債務およびその内訳

イ. 退職給付債務	△292,853 百万円
ロ. 年金資産	181,770 百万円
うち退職給付信託	79,450 百万円
ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△111,082 百万円
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	27,502 百万円
ホ. 未認識数理計算上の差異	43,860 百万円
ヘ. 未認識過去勤務債務	△1,620 百万円
ト. 貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ+ヘ）	△41,340 百万円
チ. 前払年金費用	21,299 百万円
リ. 退職給付引当金（ト-チ）	△62,639 百万円

## (2) 退職給付債務等の計算基礎

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.0%
ハ. 期待運用収益率	
適格退職年金	3.0%
退職給付信託	0.0%
ニ. 会計基準変更時差異の処理年数	5年
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	10年
ヘ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年

17. 繰延税金資産の総額は、330,151百万円、繰延税金負債の総額は、82,186百万円あります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、有価証券評価損

平成15年度（平成16年3月31日現在）	平成14年度（平成15年3月31日現在）
<p>184,086百万円、有価証券評価損118,938百万円、退職給付引当金78,767百万円および価格変動準備金58,873百万円であります。</p> <p>繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額346,876百万円であります。</p> <p>当年度における法定実効税率は36.15%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金にかかる△26.57%であります。</p> <p>18. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定</p> <p>なお、平成16年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金にかかる再評価の年月日および方法は次のとおりであります。</p> <p>再評価を行った年月日 平成13年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △65,872百万円</p> <p>19. 子会社の株式等は、195,167百万円であります。</p>	<p>102,794百万円、保険契約準備金97,598百万円、退職給付引当金61,721百万円、価格変動準備金26,124百万円および貸倒引当金9,794百万円であります。</p> <p>繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額72,622百万円であります。</p> <p>当年度における法定実効税率は36.15%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金にかかる△39.71%であります。</p> <p>18. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成12年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △62,783百万円</p> <p>19. 子会社の株式等は、131,756百万円であります。</p>

( 損益計算書関係 )

平成15年度 (平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)	平成14年度 (平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)																												
<p>1. 子会社との取引による収益の総額は、6,022 百万円、費用の総額は、18,285 百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 387 百万円、株式等 14,632 百万円、外国証券 2,705 百万円であります。</p> <p style="padding-left: 2em;">有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 9,355 百万円、株式等 16,461 百万円、外国証券 13,900 百万円であります。</p> <p style="padding-left: 2em;">有価証券評価損の内訳は、国債等債券 1,951 百万円、株式等 2,521 百万円、外国証券 2,951 百万円であります。</p> <p>3. 「売買目的有価証券運用益」は、評価益であります。</p> <p>4. 「金銭の信託運用損」には、評価損が 24 百万円含まれております。</p> <p>5. 「金融派生商品費用」には、評価損が 18,221 百万円含まれております。</p> <p>6. 退職給付費用の総額は、23,598 百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 2em;">イ. 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">9,361 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">ロ. 利息費用</td> <td style="text-align: right;">6,402 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">ハ. 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△3,548 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">13,751 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">ホ. 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">△3,099 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">ヘ. 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">△1,793 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">ト. その他</td> <td style="text-align: right;">2,524 百万円</td> </tr> </table> <p>7. その他特別損失は、合併関連費用であります。</p>	イ. 勤務費用	9,361 百万円	ロ. 利息費用	6,402 百万円	ハ. 期待運用収益	△3,548 百万円	ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	13,751 百万円	ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	△3,099 百万円	ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△1,793 百万円	ト. その他	2,524 百万円	<p>1. 子会社との取引による収益の総額は、7,199 百万円、費用の総額は、18,348 百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 13,860 百万円、株式等 18,330 百万円、外国証券 50,899 百万円であります。</p> <p style="padding-left: 2em;">有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 1,151 百万円、株式等 60,363 百万円、外国証券 11,805 百万円であります。</p> <p style="padding-left: 2em;">有価証券評価損の主な内訳は、国債等債券 105 百万円、株式等 100,365 百万円、外国証券 22,342 百万円であります。</p> <p>3. 「金銭の信託運用益」には、評価益が 63 百万円含まれております。</p> <p>4. 「金融派生商品費用」には、評価損が 5,854 百万円含まれております。</p> <p>5. 退職給付費用の総額は、32,543 百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 2em;">イ. 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">8,452 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">ロ. 利息費用</td> <td style="text-align: right;">8,410 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">ハ. 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△3,371 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">13,751 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">ホ. 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">5,028 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">ヘ. 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">△223 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">ト. その他</td> <td style="text-align: right;">495 百万円</td> </tr> </table> <p>6. その他特別損失は、退職給付信託設定損 56,089 百万円および合併関連費用 1,581 百万円であります。</p>	イ. 勤務費用	8,452 百万円	ロ. 利息費用	8,410 百万円	ハ. 期待運用収益	△3,371 百万円	ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	13,751 百万円	ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	5,028 百万円	ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△223 百万円	ト. その他	495 百万円
イ. 勤務費用	9,361 百万円																												
ロ. 利息費用	6,402 百万円																												
ハ. 期待運用収益	△3,548 百万円																												
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	13,751 百万円																												
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	△3,099 百万円																												
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△1,793 百万円																												
ト. その他	2,524 百万円																												
イ. 勤務費用	8,452 百万円																												
ロ. 利息費用	8,410 百万円																												
ハ. 期待運用収益	△3,371 百万円																												
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	13,751 百万円																												
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	5,028 百万円																												
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△223 百万円																												
ト. その他	495 百万円																												